

館山市オープンテラス等施設整備補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、館山市補助金等交付規則（平成19年館山市規則第31号）の規定に基づき、館山市オープンテラス等施設整備補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めることにより、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、屋外で営業活動を行う商店会及び市内事業者等を支援し、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商店会等 市内商店会や市内商工関連団体、又は構成員が5人以上で、その過半数が館山市内に在住、在勤、又は在学する者で構成する団体をいう。
- (2) オープンテラス 屋外で飲食、その他の営業活動を行うためのスペースをいう。
- (3) 市内事業者 法人又は任意の団体の場合は、主たる事業所が館山市内である者、個人の場合は、住所が館山市である者をいう。
- (4) キッチンカー等 調理した食材を販売するため、車両内での調理を目的とした設備が車内に固定されている車両、又は飲食物を販売する移動販売車両。

(補助対象者)

第3条 補助金を交付する対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす者とする。

(1) 次のいずれにも該当する商店会等

- ア オープンテラスを新たに設置する商店会等、又はオープンテラスを補修、拡大する商店会等であること。
- イ 飲食事業を行う場合、安房保健所に、営業に必要な申請、届出をしている商店会等又はする商店会等であること。
- ウ 当該年度に館山市から団体運営の補助金等の交付を受けようとする商店会等、又は受けた商店会等でないこと。
- エ 未成年者のみで構成する団体でないこと。
- オ 市税の滞納がないこと。
- カ 暴力団又はその構成員を含む団体でないこと。
- キ 政治団体及び宗教団体でないこと。

(2) 次のいずれにも該当する市内事業者

- ア キッチンカー等事業を新たに開始する者、又はキッチンカー等に係る設備を購入、補修する者であること。
- イ 安房保健所に、キッチンカー等による営業に必要な申請、届出をしている者又はする者であること。
- ウ 当該年度に館山市から同様の補助金等の交付を受けようとする者、又は受けた者でないこと。

- エ 市税の滞納がないこと。
- オ 暴力団又はその構成員でないこと。
- カ 政治団体及び宗教団体でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金を交付する対象となる事業は、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす事業とする。

- (1) オープンテラスの設置、補修、拡大
- (2) キッチンカー等を利用した新規事業、又はキッチンカー等に係る設備の購入、補修
(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、補助対象事業に要する次の表に掲げる経費(消費税及び地方消費税相当額は除く。)のうち、当該年度に発生し支払が完了したものとする。

経費区分	対象経費の例
工事費 (原材料費を含む)	オープンテラスやキッチンカー等の新設又は補修等の工事に係る経費、直営で工事を行う場合の原材料費
屋外営業備品費	机、椅子、パラソル
機械装置等費	キッチンカー及び、移動販売車両の設備・補修に係る経費
感染防止費	新型コロナウイルス感染症対策に係る経費
その他、市長が認める経費	

(補助金の額等)

第6条 補助金の上限額及び補助率は、次のとおりとし、予算の範囲で定めた額とする。

上限額	補助率
20万円	補助対象経費に3分の2を乗じた額と補助限度額のいずれか低い額

- 2 補助金の額の算定に際し、1,000円未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。
- 3 補助金の交付は、同一の補助対象者について当該年度において1回限りとする。この場合において、子会社または関連会社その他実質的に同一の経営とみなされる事業者は、その全てをもって同一の補助対象者とみなす。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ、館山市オープンテラス等施設整備補助金交付申請書(別記第1号様式)に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(対象経費一覧)
- (2) 申請者が商店会等の場合は団体名簿、法人の場合は法人登記事項証明書の写し、個人又は任意の団体の場合は開業届の写し等
- (3) 市税納付状況確認同意書(別記第2号様式)
(商店会等の場合は、構成員全員分)
- (4) 見積書の写し
- (5) 工事図面・実施箇所の写真等
- (6) 許認可等が必要な業種は、許認可証等の写し

(7) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第 8 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否及びその額を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、館山市オープンテラス等施設整備補助金交付（不交付）決定通知書（別記第 3 号様式）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付決定について、条件を付することができる。

(変更等の申請)

第 9 条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の通知を受けた後において、補助金交付申請の内容及び補助対象経費の変更をしようとするとき又は補助対象事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき（以下「変更等」という。）は、館山市オープンテラス等施設整備補助金変更等承認申請書（別記第 4 号様式）に、必要に応じて次に掲げる書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 変更後の事業計画書

(2) 変更後の見積書の写し

(3) 変更後の工事図面・実施箇所の写真等

(4) その他市長が必要と認める書類

2 補助事業者は、前項に規定するときにおいて次の各号のいずれかの場合にあつては、変更の承認を受ける必要はない。この場合において事業計画の変更に伴い、補助対象経費が増額となった場合でも、交付決定額は変更しないものとする。

(1) 補助対象経費総額の 10 パーセント以内の軽微な変更の場合

(2) 補助目的に影響がない事業計画の細部における変更の場合

(変更等の承認の決定)

第 10 条 市長は、前条の変更等の申請があったときは、当該変更内容等の承認の可否を決定し、館山市オープンテラス等施設整備補助金変更等承認（不承認）決定書（別記第 5 号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第 11 条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、館山市オープンテラス等施設整備補助金実績報告書（別記第 6 号様式）に次の書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、実績報告書の提出期限は、事業完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金交付決定の通知を受けた日の属する年度の 1 月 31 日のいずれか早い日とする。

(1) 事業の実施状況が分かる写真

(2) 経費の支払を証する書類の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第 12 条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付額を確定し、館山市オープンテラス等施設整備補助金交付額確定通知

書（別記第7号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金交付の請求）

第13条 補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、館山市オープンテラス等施設整備補助金交付請求書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第14条 市長は、補助金の請求があったときは、請求書を受理した日の翌日から30日以内に補助金を交付するものとする。

（補助金の取消し及び返還）

第15条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

（1）偽りその他不正な手段により補助金の決定を受けたとき。

（2）補助金等を他の用途に使用したとき。

（3）この要綱の規定に違反したとき。

（4）その他市長が補助金の決定を取り消すべき理由があると認めるとき。

（現地調査等）

第16条 市長は、補助金に関し必要があると認めるときは、補助事業者に対して現地調査への協力、書類の提出等を求めることができる。

（財産の管理及び処分）

第17条 補助事業者は、補助対象事業により取得した設備等について、補助対象事業が完了した後も適正に管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

（補助対象事業に関する書類の保存）

第18条 補助事業者は、補助対象事業に係る経費の収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を整備し、補助対象事業が完了した日（補助対象事業を中止又は廃止した場合においては、その承認を受けた日）に属する会計年度終了後5年間保存しておかなければならない。

（委任）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年7月1日から施行し、規定は令和4年4月1日から適用する。

（失効）

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付の申請を行った者に対する補助金の交付並びに第14条、第15条、第16条及び第17条の規定の適用については、同日後においても、なおその効力を有する。